

藤枝市内陸フロンティア事業基金条例

(設置)

第 1 条 内陸フロンティア事業の資金に充てるため、藤枝市内陸フロンティア事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金の額は、5 億円とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、内陸フロンティア事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又は基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき又は市長が特に必要であると認めるときは、予算の定めるところにより処分することができる。

2 前項の規定により基金を処分したときは、基金の額は、当該処分した額相当額減少するものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。